

著作権	判決年月日	令和元年10月23日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	平成31年(ネ)第10018号		
<p>○ 著作権法114条3項及び4項の適用に当たり，判示の事実関係の下においては，著作権等管理事業者である被控訴人が文化庁長官に届け出た使用料規程の「年間の包括的利用許諾契約によらない場合」又は「年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合」が，同条4項の「使用料規程のうちその侵害の行為に係る著作物等の利用の態様について適用されるべき規定」に該当するものとは認められず，被控訴人とケーブルテレビ事業者との間における再放送使用料を現実に規律していると認められる合意をベースとするのが相当である。</p>				

(事件類型) 損害賠償 (結論) 原判決一部変更

(関連条文) 著作権法114条3項，4項，民法709条

判 決 要 旨

1 本件は，著作権等管理事業法に基づき登録を受けた著作権等管理事業者であり，放送法で定めるテレビジョン放送による地上基幹放送を行う放送事業者から信託により著作権及び著作隣接権の有線放送権等の管理委託を受けた被控訴人が，有線テレビジョン放送事業を行っている控訴人に対し，控訴人は被控訴人の許諾を受けることなく上記放送事業者の地上テレビジョン放送を受信して有線放送し，被控訴人の著作権及び著作隣接権の有線放送権を侵害したと主張して，有線放送権侵害の不法行為に基づく損害賠償金の支払を求めた事案である。

原審は，控訴人による本件有線放送権の侵害を認め，著作権法114条3項に基づく使用料相当額の算定に当たっては，被控訴人が文化庁長官に届け出た使用料規程（本件使用料規程）の「年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合」の算定方法を用いるのが相当であり，同規程に定める使用料の減額措置に当たる，被控訴人と一般社団法人ケーブルテレビ連盟との合意（本件基本合意）の定める使用料を算定に用いるのは相当でないとして，被控訴人の請求を一部認容し，控訴人に対し約1億8000万円の支払を命じた。

控訴人は，これを不服として本件控訴を提起した。

2 本判決は，本件控訴に基づき原判決を変更し，控訴人に対し，本件有線放送権の侵害に基づく損害賠償として約4700万円の支払を命じた。本件の争点は多岐にわたるが，被控訴人の損害額に関する理由の要旨は，以下のとおりである。

(1) 著作権法114条4項の適用に関し

被控訴人とケーブルテレビ事業者との間で締結された同時再放送に係る利用

許諾契約の内容、控訴人による本件有線放送権の利用の態様等の事実を考慮すると、上記利用許諾契約の締結に当たり適用された実績が全くない、本件使用料規程の「年間の包括的利用許諾契約によらない場合」又は「年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合」が、著作権法114条4項の「使用料規程のうちその侵害の行為に係る著作物等の利用の態様について適用されるべき規定」に該当するものとは認められない。

(2) 著作権法114条3項の適用に関し

著作権法114条3項は、著作権及び著作隣接権侵害の際に著作権者、著作隣接権者が請求し得る最低限度の損害額を法定した規定である。また、同項所定の「その著作権…又は著作隣接権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額」については、平成12年法律第56号による改正前は「その著作権又は著作隣接権の行使につき通常受けるべき金銭の額に相当する額」と定められていたところ、「通常受けるべき金銭の額」では侵害のし得になってしまうとして、同改正により「通常」の部分が削除された経緯がある。そして、かかる法改正の経緯に照らせば、著作権及び著作隣接権侵害をした者に対して事後的に定められるべき、これらの権利の行使につき受けるべき金銭の額は、通常の利用許諾契約の使用料に比べて自ずと高額になるであろうことを考慮すべきである。

これを本件についてみると、被控訴人とケーブルテレビ事業者との間の同時再放送に係る実際の利用許諾契約における使用料の額、控訴人による本件有線放送権の利用の態様等の事実に加えて、控訴人と被控訴人との間の再放送同意に係る利用許諾契約に関する交渉経緯など、本件訴訟に現れた事情を考慮すると、著作権及び著作隣接権侵害をした者に対して事後的に定められるべき、本件での利用に対し受けるべき金銭の額は、被控訴人とケーブルテレビ事業者との間における再放送使用料を現実に規律していると認められる本件基本合意及び本件使用料一覧（2者契約）をベースとし、そこに定められた額を約1.5倍した額を下らないものと認めるのが相当である。